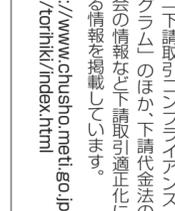
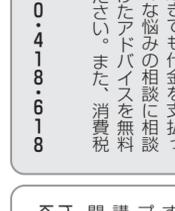
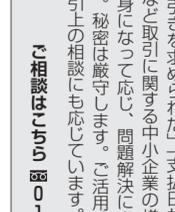
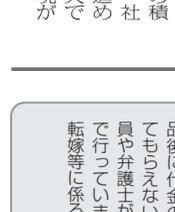
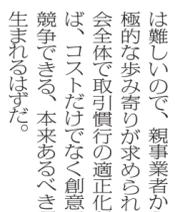


# 下請取引適正化推進シンポジウム2016

## ～「よい品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行定着に向けて～ 名古屋編 (全国5会場で開催)

パネルディスカッション **コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して** 内田洋行/ファンケル

政府は下請取引を含む中小企業の取引条件の改善に力を入れる方針を示した。経済産業省は「世耕プラン」を策定し、具体的な政策を展開していく。こうした動きを背景に、10～11月にかけて全国5会場(札幌、東京、名古屋、大阪、熊本)で開催した「下請取引適正化推進シンポジウム2016」には、下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)の順守を徹底している親事業者が登場。コンプライアンス(法令順守)体制の整備・強化について、自社の取り組みを紹介した。



**田邊** 経済産業省は今年9月、「未来志向型」の取引慣行に向けて(通称「世耕プラン」)を策定した。今後「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払い条件の改善」のため、下請代金法の運用基準や下請振興法の振興基準の改正、手形支払に関する通達の見直しなどを行う。幅広い下請け構造を持つ自動車業界から先行して自主行動計画の策定を要請する。大企業・親事業者は法令を順守するだけでなく、下請事業者など中小企業の取引条件の改善にまで踏み込んで、ウィンウィンの関係を築いてほしい。

**パネリスト**

内田洋行 経営管理本部法務部法務部長  
ファンケル グループサポートセンター 総務部長  
大江橋法律事務所 弁護士  
中小企業庁 取引課長補佐

**ナビゲーター**  
フリーアナウンサー

**北山尚美氏**  
小峰雄平氏  
長澤哲也氏  
田邊国治氏  
原田知恵氏

「下請代金法は独占禁止法の優越的地位の乱用規制を補完する法律だ。国は今年9月、①価格決定方法の適正化②コスト負担の適正化③支払い条件の改善の3つを重点課題と位置づけ、政府主導でルールの明確化や厳格な運用を進めるとした。下請代金法の運用基準や通達の見直しなども実施。来年は下請代金法が一層注目される年になる」と見られる。

「不当なコスト転嫁の例には、発注者が負担すべきコストを受注者に負担させたり、「型」(金型など)の無償での保管や管理の強要がある。また、不当な財産移転の例には、かつ自主的な意思決定に市場メカニズムが作用し、経済合理的な取引条件が決まる。ただ対等性の線引きや判断基準は難しい。下請代金法は経済合理性に反するような行為が行われた場合、法的な処分や命令ではなく、勧告や行政指導という緩やかな方法で改善が促される。」

**政府の取り組みが加速  
トップダウンで徹底を**

製品図面などの技術情報の無償提供などがあり、それら下請代金法に違反する恐れがある。そこで重要なのが適正価格決定のための両者の十分な協議と、新規取引の場合、合理性を欠く価格設定の例として、発注者の一方

**北山氏** 最近では下請取引適正化の機運を敏感に察知し、指摘を受ける前にトップダウンで改善を進める例も増えている。こうした社会状況で問題を起せば信用を失い、ダメージが大きくなる。先んじて体制づくりに進めることが重要だ。

**小峰氏** 体制強化のために工夫したことは、北山 ただ法律を取り上げても「自分には関係ない」と思われてしまふ。どうすれば適切な取引ができるのか、現場の思いを尊重し、疑問点をヒアリングしながら、日常業務の中でイメージできるようなガイドラインをまとめた。それに基づいて研修や年一回のモニタリングを実施している。ガイドラインを定めたことで現場に気付きが生まれ、これだけいいのだからという問い合わせが増えた。

**北山氏** 長澤 最近では下請取引適正化の機運を敏感に察知し、指摘を受ける前にトップダウンで改善を進める例も増えている。こうした社会状況で問題を起せば信用を失い、ダメージが大きくなる。先んじて体制づくりに進めることが重要だ。

**小峰氏** 体制強化のために工夫したことは、北山 ただ法律を取り上げても「自分には関係ない」と思われてしまふ。どうすれば適切な取引ができるのか、現場の思いを尊重し、疑問点をヒアリングしながら、日常業務の中でイメージできるようなガイドラインをまとめた。それに基づいて研修や年一回のモニタリングを実施している。ガイドラインを定めたことで現場に気付きが生まれ、これだけいいのだからという問い合わせが増えた。

田邊 経済産業省は今年9月、「未来志向型」の取引慣行に向けて(通称「世耕プラン」)を策定した。今後「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払い条件の改善」のため、下請代金法の運用基準や下請振興法の振興基準の改正、手形支払に関する通達の見直しなどを行う。幅広い下請け構造を持つ自動車業界から先行して自主行動計画の策定を要請する。大企業・親事業者は法令を順守するだけでなく、下請事業者など中小企業の取引条件の改善にまで踏み込んで、ウィンウィンの関係を築いてほしい。

「下請代金法は独占禁止法の優越的地位の乱用規制を補完する法律だ。国は今年9月、①価格決定方法の適正化②コスト負担の適正化③支払い条件の改善の3つを重点課題と位置づけ、政府主導でルールの明確化や厳格な運用を進めるとした。下請代金法の運用基準や通達の見直しなども実施。来年は下請代金法が一層注目される年になる」と見られる。

**政府の取り組みが加速  
トップダウンで徹底を**

製品図面などの技術情報の無償提供などがあり、それら下請代金法に違反する恐れがある。そこで重要なのが適正価格決定のための両者の十分な協議と、新規取引の場合、合理性を欠く価格設定の例として、発注者の一方

**北山氏** 最近では下請取引適正化の機運を敏感に察知し、指摘を受ける前にトップダウンで改善を進める例も増えている。こうした社会状況で問題を起せば信用を失い、ダメージが大きくなる。先んじて体制づくりに進めることが重要だ。

**小峰氏** 体制強化のために工夫したことは、北山 ただ法律を取り上げても「自分には関係ない」と思われてしまふ。どうすれば適切な取引ができるのか、現場の思いを尊重し、疑問点をヒアリングしながら、日常業務の中でイメージできるようなガイドラインをまとめた。それに基づいて研修や年一回のモニタリングを実施している。ガイドラインを定めたことで現場に気付きが生まれ、これだけいいのだからという問い合わせが増えた。

**北山氏** 長澤 最近では下請取引適正化の機運を敏感に察知し、指摘を受ける前にトップダウンで改善を進める例も増えている。こうした社会状況で問題を起せば信用を失い、ダメージが大きくなる。先んじて体制づくりに進めることが重要だ。

**小峰氏** 体制強化のために工夫したことは、北山 ただ法律を取り上げても「自分には関係ない」と思われてしまふ。どうすれば適切な取引ができるのか、現場の思いを尊重し、疑問点をヒアリングしながら、日常業務の中でイメージできるようなガイドラインをまとめた。それに基づいて研修や年一回のモニタリングを実施している。ガイドラインを定めたことで現場に気付きが生まれ、これだけいいのだからという問い合わせが増えた。



**基調講演** **下請代金法とコンプライアンスの取り組みについて**

下請代金法は独占禁止法の優越的地位の乱用規制を補完する法律だ。国は今年9月、①価格決定方法の適正化②コスト負担の適正化③支払い条件の改善の3つを重点課題と位置づけ、政府主導でルールの明確化や厳格な運用を進めるとした。下請代金法の運用基準や通達の見直しなども実施。来年は下請代金法が一層注目される年になる」と見られる。

**政府の取り組みが加速  
トップダウンで徹底を**

製品図面などの技術情報の無償提供などがあり、それら下請代金法に違反する恐れがある。そこで重要なのが適正価格決定のための両者の十分な協議と、新規取引の場合、合理性を欠く価格設定の例として、発注者の一方

**北山氏** 最近では下請取引適正化の機運を敏感に察知し、指摘を受ける前にトップダウンで改善を進める例も増えている。こうした社会状況で問題を起せば信用を失い、ダメージが大きくなる。先んじて体制づくりに進めることが重要だ。

**小峰氏** 体制強化のために工夫したことは、北山 ただ法律を取り上げても「自分には関係ない」と思われてしまふ。どうすれば適切な取引ができるのか、現場の思いを尊重し、疑問点をヒアリングしながら、日常業務の中でイメージできるようなガイドラインをまとめた。それに基づいて研修や年一回のモニタリングを実施している。ガイドラインを定めたことで現場に気付きが生まれ、これだけいいのだからという問い合わせが増えた。

**北山氏** 長澤 最近では下請取引適正化の機運を敏感に察知し、指摘を受ける前にトップダウンで改善を進める例も増えている。こうした社会状況で問題を起せば信用を失い、ダメージが大きくなる。先んじて体制づくりに進めることが重要だ。

**小峰氏** 体制強化のために工夫したことは、北山 ただ法律を取り上げても「自分には関係ない」と思われてしまふ。どうすれば適切な取引ができるのか、現場の思いを尊重し、疑問点をヒアリングしながら、日常業務の中でイメージできるようなガイドラインをまとめた。それに基づいて研修や年一回のモニタリングを実施している。ガイドラインを定めたことで現場に気付きが生まれ、これだけいいのだからという問い合わせが増えた。

### 企業の取り組み事例 五十音順

**内田洋行** **「コンプライアンスデイ」を設定**

2012年に中小企業庁から下請代金法に関する指摘を受け、短期間に改善を進めた。まず意図しない下請代金の減額を防ぐため、月度ごとに実績の点検を実施。下請代金からの振込手数料の控除を取りやめ、すべて当社負担とした。各書面の記載不備も指摘されたことから、毎年1回、取引先への支払条件等についてという書面を送付し、記載内容の共有と確認を徹底している。グループ各社も一斉に自己点検を実施。仕入先の資本金などの基本情報や取引内容をすべて確認した。以後も自主点検と改善活動は継続している。

社員の順法意識の向上に向けた取り組みでは、12月1日を「コンプライアンスデイ」と定め、経営トップが全社員に向けてメッセージを発信。コンプライアンス研修も実施し、グループの全役員・社員はeラーニングで下請代金法の基礎知識を復習している。

**日立製作所** **システム化の推進で違反防ぐ**

日立グループの事業分野は情報・通信システムから建設機械、高機能材料、物流・サービスまで幅広い。事業分野が多岐にわたるため、ほぼすべての下請取引を調達部門が集中管理し、設計、製造、品質保証、経理の各部門を指導している。けん制機能として監査部門が定期的な各部門を審査するほか、複数の通報制度も設けている。下請代金法順守のため調達規則や業務手順を帳票やシステムに盛り込み、各事業所の調達システムには下請取引対象品を自動識別したり、価格未決品のアラームを出したりする機能を搭載。仮締め制度を設けて月末納入品を救うなど、支払い遅延を防ぐ仕組みもある。

教育にも力を入れている。調達担当者向けの法律ハンドブックを作成・配布したほか、イントラネットでのeラーニングを義務付け、1泊2日の社内研修では座学とグループ討論を実施して順法意識の徹底を図っている。

**ファンケル** **取引先アンケートを実施**

当社は化粧品・健康食品の留め型原料や容器・包材などについて、協力会社に製造委託している。グループ本社の購買グループで価格や条件を決定し、事業会社から発注する体制だ。注文書の交付・承諾を経て初めて発注が成立することや、下請代金の振込手数料を当社が負担することなどは契約書に明記している。

教育活動では社員が知っておくべき基本的なルールを網羅したコンプライアンス手帳を作成・配布し、階層別・部署別研修を実施。下請代金法の研修にはグループワークを取り入れ、社内であった実例を教材にするなどで当事者意識を持たせるように工夫している。

経営理念である取引先との共存共栄を実現するため、内部監査室は取引先へのアンケートを実施している。問題があれば事実関係を確認。経営トップに報告するとともに、購買グループと連携して改善に当たる。

**凸版印刷** **違反防ぐ発注システムを構築**

当社は営業による直接発注を禁止し、下請取引を実施する部門を生産管理・企画販促に限定している。資本金の大小に関わらず下請代金法に準拠した取引を行うことで、うっかり違反を防いでいる。

さらに全社共通の発注システムを構築し、注文書の記載漏れや事後発行を防止。経理部は納品日を確認し、取引先が請求書を発行し忘れても60日を超える支払いが発生しないように管理している。下請事業者向けの通報窓口として「サブマナー・ホットライン」も設置している。

社員教育では「下請法遵守マニュアル」を作成・配布するとともに、毎年、発注部門に対する集合研修と運用実態の確認を実施。当局主催の講習会に継続的に参加したり、実際の発注事例をグループ全体で共有したりしている。取り組み状況は半期ごとに監査役会に報告し、下請取引の適正化に努めている。

**矢崎総業** **順守すべきルールを明確化**

当社はコンプライアンスを徹底するため、各員の条例や事業法を含む79法令・579項目にわたる全社共通の法令順守管理項目表を作成した。順守すべきルールを明確にした上で、職層別の教育を実施している。

相談・通報窓口としては、社員向けに「YAZAKI AI」などを設置。取引先向けには社外の法律事務所を窓口とし、通報内容は当社に匿名で報告される。取り組み状況は毎年1回、各部門で自主点検を実施し、その内容に基づいて内部監査部や法令主管部署が監査する。

下請代金法の順守体制は、取締役と各部門長で構成するコンプライアンス委員会の下に「コンプライアンス・オフィサー」を配置。問題が発生した場合は法務室が事実関係を確認し、コンプライアンス・オフィサーが是正に取り組み。監査の結果、共有すべき情報があれば横展開し、一般社員に周知する。

**中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺」の概要**

全国47都道府県48カ所に設置している「下請かけこみ寺」は、「納品後に代金の値引きを求められた」「支払日が過ぎても代金を支払ってもらえない」など取引に関する中小企業の様々な悩みに相談員や弁護士が親身になって応じ、問題解決に向けたアドバイスを提供しています。秘密は厳守します。ご利用ください。また、消費税転嫁等に係る取引上の相談にも応じています。

0120-04188-618

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/tonhiki/index.html